



岡山県エコ製品認定について

より環境にやさしい製品を認定し、 利用の促進を図ります。

岡山県では、平成13年12月に制定した岡山県循環型社会形成推進条例第27条に基づき、循環型社会の形成に資する製品を岡山県エコ製品として認定する制度を創設しています。平成14年10月から募集を開始し、令和5年8月31日現在で357件(158事業所)を認定しています。県は、認定した製品を価格、用途等を考慮の上、優先して使用するよう努めるなど、その利用促進を図ることとしています。

岡山県エコ製品とは

県内で現に製造・販売されている使用を促進すべきリサイクル製品であって、県が定める認定基準を満たした製品です。

対象品目

6分類の品目を対象とし、品目ごとに細区分を設けています。

- ①紙類 ②文具類 ③機器類 ④制服等 ⑤資材(公共工事関係資材) ⑥その他

認定基準

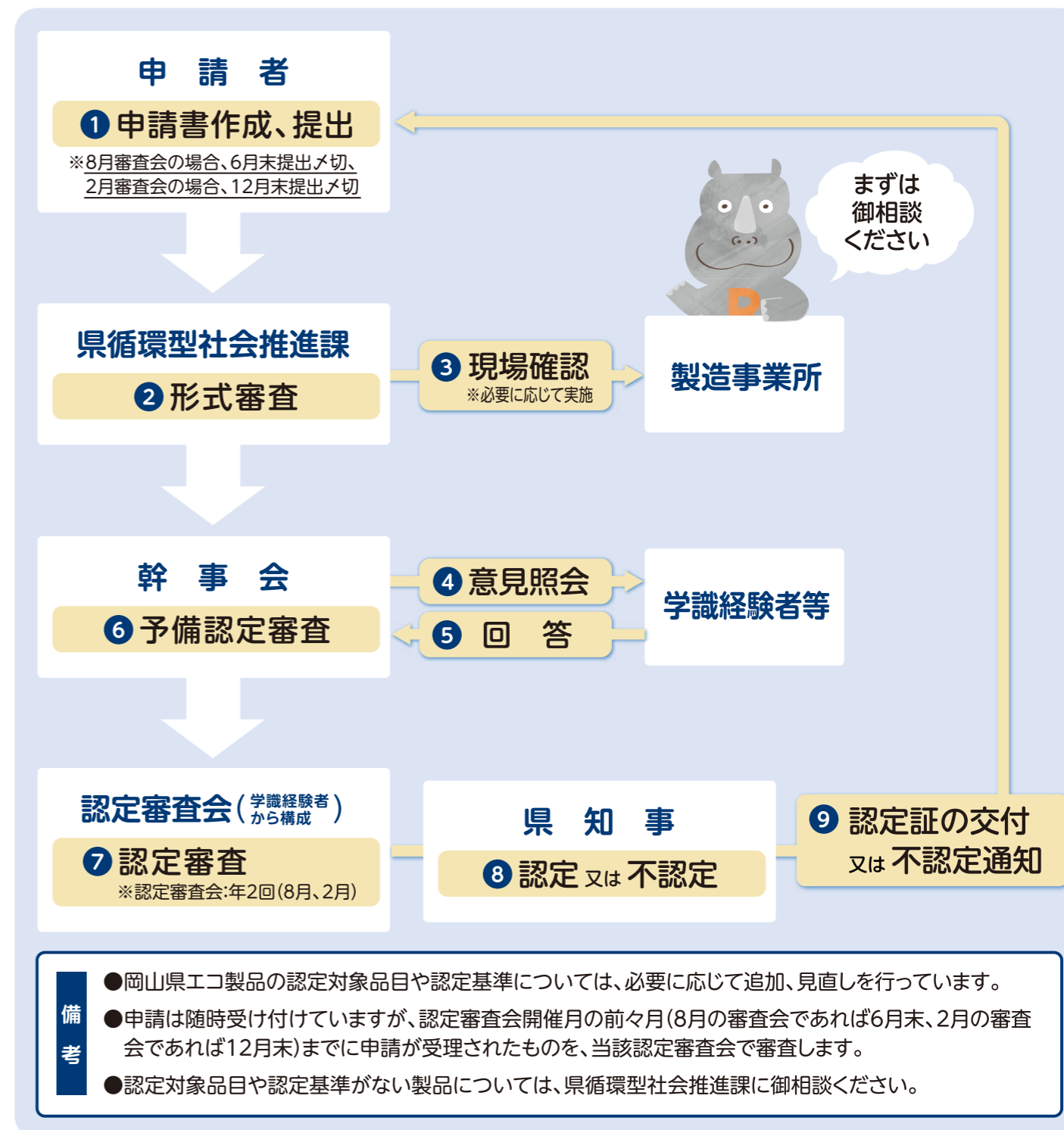
循環資源使用率、品質等の基準を満たしているものを認定しています。



判断基準の区分	内 容
循環資源使用率	品目の細区分ごとに定める率の循環資源を使用
品質に係る基準	JIS規格、県土木工事共通仕様書等公的な規格に適合又は準拠
安全性の基準	特別管理産業廃棄物等を不使用、土壌環境基準に適合等
その他	製造、流通、消費、廃棄の各段階で環境負荷低減に配慮された製品

認定手続など

申請書に添付書類(認定基準に適合することを証する書類)等を添えて県循環型社会推進課に申請します。認定基準を満たしている製品を認定します。認定の有効期間は5年間です。



表示マークの使用

認定を受けた岡山県エコ製品には製品の包装や広告などに右の表示マークを使用することができます。



商標登録
第4707400号